

令和5年度 「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動！



Sustainable&Safetywork Promotion

Sノトリさん



小リスちゃんS

～第14次防が始動！ 労働災害撲滅に向け、基本ルールの再徹底を！～

栃木労働基準監督署

1. 趣旨

(1) 栃木労働基準監督署では、平成24年度から令和4年度まで11年間実施してきた「栃木労働基準監督署管内『安全宣言』運動！」及び「栃木労働基準監督署管内新『安全宣言』運動！」を展開し、その年度に見合った各種講座やセミナー、研修等を実施して管内の労働災害防止団体と共に事業場の安全衛生水準の向上を図ってきたところである。

しかしながら、直近では新型コロナウィルス感染症の影響に伴い、労働災害防止団体の安全衛生関係行事が中止、縮小するだけでなく、団体自体が解散する事例もあり、安全衛生活動が危機的状況となっている。

また、当署管内の令和4年の休業4日以上の労働災害は906件と、前年同期と比較して284件45.7%の驚異的な増加により、第13次労働災害防止計画（以下「第13次防」という。）の目標達成はおろか、第13次防の基準値となった平成29年の528件にも遠く及ばない結果となつた。また、死亡災害件数は4件と、未だ死亡災害ゼロを達成できていないことも併せ、大変憂慮すべき事態にある。

これらの管内で発生した労働災害の原因を見るに、基本的なルールが守られていなかったことから発生した災害が多数を占めている現状にある。このような労働災害を防ぐためには、ひとりひとりが危険を熟知した高い安全意識を持ち、労働災害防止のための基本ルールを遵守することで、労働災害を発生させない「持続可能な安全作業」が可能となり、結果として、かけがえのない命を守ることにつながる。

併せて、令和5年度から「第14次労働災害防止計画」が始動することも踏まえると、労働災害を様々な環境から発生させないためには、今までにない新たな取組みが必要である。

(2) 持続可能な安全作業とは、作業に関わる人々の健康と安全を保ちつつ、環境にも配慮した長期的な作業と位置付けることとした。

具体的には、作業現場の安全管理、安全装置・保護具の使用、作業員のトレーニング・安全教育、安全性の向上のための新たな技術の導入、作業環境の改善・省エネルギー化、廃棄物管理などが含まれまる。

また、事故や災害のリスクを最小化し、社会への貢献、地域社会との協力関係の構築なども重要な要素となる。

持続可能な安全作業は、長期的な視点での経営方針や戦略を策定し、現実的な目標を設定していくことが必要である。

以上を踏まえ、令和4年度まで展開してきた「栃木労働基準監督署管内新『安全宣言』運動！」を一新し、単に一過性の対策で終わらせらず、持続的に、法令遵守のみならず基本ルールの再徹底により「持続可能な安全作業」を醸成させるため、「令和5年度 栃木労働基準監督署管内『S+S（持続可能な安全作業）』推進運動」を管内全域で展開する。

2. 実施期間

令和5年5月12日～令和6年3月31日【1年間】

3. 主唱者

栃木労働基準監督署

4. 主催者

一般社団法人 栃木労働基準協会

一般社団法人 佐野労働基準協会

5. 後援者

建設業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会

建設業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部栃木分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部小山分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部下野分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会

栃木地区プレス災害防止協議会

佐野プレス災害防止協議会

栃木監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会

佐野地区ゴルフ場労働安全協議会

栃木監督署管内建設業職方別災害防止協議会

一般社団法人佐野工業団地総合管理協会

栃木地区安全管理者研究会

小山地区安全管理者研究会

栃木・小山地区安全管理者研究会食料品部会

栃木地区THP推進協議会

佐野地区THP推進協議会

栃木地域産業保健センター

佐野地域産業保健センター

6. 実施者

管内全事業場

7. 実施事項

(1) 「労働災害防止年間計画」の策定

全社的な労働災害防止に向け、「労働災害防止年間計画」を策定し、ひとりひとりが危険を熟知した高い安全意識を習得し、また、基本的なルールを徹底して遵守するために、定期的な安全衛生教育の実施など、同計画に基づいた安全衛生管理活動を行うことで、「持続可能な安全作業」を実現するための環境を整備します。

(2) 「四大標語」の選出

安全標語・労働衛生標語・転倒災害防止標語・熱中症対策標語を「四大標語」とします。

主催者は、「四大標語」を募集して、特に優秀な作品を選出の上表彰します。

(3) 栃木労働基準監督署管内「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動のポスター作製、シール等の活用

主催者は、管内全域に周知啓発のための年間周知ポスターを作成し、会員事業場に配布することにより労働災害に対する意識高揚を図ります。

なお、今回はキャラクター（「Sのトリさん」、「小リスちゃんS」）を使用して、後援者傘下会員事業場の労働者及び労働者の家族等に周知を図ることとします。

後援者は、主催者が作成したポスターを掲示し、シールをヘルメット等に貼ると共に、参加会員の活動を推進するための独自に計画した看板、のぼり旗等を作成し、また、会報等への「Sのトリさん」、「小リスちゃんS」の掲載により当該運動の周知を図ります。

(4) 栃木労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議の開催

①栃木監督署管内「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動キックオフ会議

栃木労働基準監督署長が管内の全労働災害防止団体の参集を求めて同会議を令和5年5月に開催し、第14次防を含め、同運動の開始を宣言します。

②栃木労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議の定期開催

栃木労働基準監督署長が管内の全労働災害防止団体の参集を求めて同会議を毎年3月に開催し、安全衛生活動の成果や課題等を発表することにより、各団体の資質向上の参考に役立て、また、連携を強化することとします。

(5) 緊急事態アラート発令連絡会議

重大災害、死亡災害が特定の業種で起こった際等、看過しがたい労働災害の急増等の事態が発生した場合は、緊急に同会議を開催して、解決すべき問題等について速やかに対応します。

8. 「地区産業安全衛生大会」の開催

主催者は、令和5年11月に栃木地区及び佐野地区において産業安全衛生大会を開催し、「栃木労働基準監督署管内「S+S（持続可能な安全作業）」推進運動」の一層の推進を図ります。

9. 「中小企業無災害記録授与制度」等安全顕彰制度の周知

主催者は、協会会報等を活用して各種安全顕彰制度の意義等を周知し、無災害達成企業に対するインセンティブの拡充を図ります。

10. 本運動の概要

本運動の概要については、別添のとおりとします。